

富山県立学校における業務改善の推進に向けた取組概要(案)

(下線部は、今後の取組例)

教員の働き方改革の課題	取組みの柱	取組みの方向性	取組例 (○教育委員会 ●学校)
○勤務時間や働き方に対して、教員の意識を変えていくことが必要	(1)管理職をはじめとする教職員の意識改革	①適正な勤務時間の設定と働き方改革に関する研修	○「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合、正規の勤務時間の割り振り変更の適切な実施 ○週休日の振替期間の適切な措置 ○働き方改革に関する教員研修 ○●ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法による勤務実態の把握 ○● <u>学校閉庁日の設定、ノ一残業デーの設定</u> など
		②評価等における働き方改革の位置付けの明確化	○働き方に関する視点を取り入れた教職員の人事評価 ○働き方改革の取組についての教育委員会の自己点検・評価 ●教職員の働き方に関する視点を取り入れた学校の重点目標や運営方針の設定 ●業務改善や教師等の働き方に関する項目を位置づけた学校評価 など
○教員の業務を個別具体的に洗い出し、どこまでが教員の仕事なのかを整理した上で業務を大幅に見直すことが必要	(2)業務の合理化の促進	①方針・計画等の策定	○時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等の策定 ○とやま学校多忙化解消推進委員会の継続設置によるフォローアップ(計画の進捗状況の検証) ○業務改善の取組についてのPDCAサイクルの構築 ○学校の計画等の網羅的な把握と計画の整理・合理化 ●教師の働き方に配慮した教育課程の編成・実施 など
		②業務の適正化	○授業準備等の事務作業、学習評価、成績処理においてICTを活用、教材や資料等の共有化、様式の簡素化・統一化 ○研修の精選、報告書等の簡素化、研修時期の適正化 ○学校における研究事業の精査・精選等在り方の見直し ●学校行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化などの推進 ●学校行事の準備・運営を、適切な教科等の授業時数に含めること など
		③学校の業務の管理・調整のための体制整備	○学校徴収金の徴収・管理業務等への外部人材の活用 ○教育委員会等から学校あての調査・統計業務の削減 ○学校に対して新たな業務を付加する場合の業務内容の調整(スクラップ・アンド・ビルド) ○総合教育会議等を通じた、首長や首長部局等との共通理解 ○留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備 ○共同学校事務室の設置など学校事務の共同実施 ●学校における調査・統計業務についての担当者の見直し ●校務分掌の在り方の見直しと業務の平準化 など
○必ずしも教員が担う必要のない業務について、外部の人材に委託することが必要 ○地域や保護者の学校に対する期待を見直してもらうことが必要	(3)教育の充実を行うための体制整備	①地域・社会への協力依頼	○保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求める取組み ○就職先の情報収集等について、キャリア教育アドバイザーや就労コーディネーターなどの外部人材等の参画・協力 ○支援が必要な児童生徒等・家庭への対応についてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の活用 ○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対して法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家の配置 ○教育委員会における各学校に人材を配置するための人材バンクの整備や人材募集の一元化 ●学校行事等の準備・運営における地域人材からの協力や外部委託化 など
○部活動の在り方を見直すことが必要 ○学校における労働安全衛生管理体制の整備が必要	(4)部活動の負担軽減と教職員の健康管理	①部活動の負担軽減	○複数の学校による合同部活動や総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携 ○学校体育・文化団体に対する、大会・コンクール日程の把握・公表及び日程見直しの要請 ○部活動指導員をはじめとした外部人材の活用 ●「富山県立学校に係る部活動の方針」の実効性を担保するための取組み ●学校の実情に応じた部活動数の適正化 など
		②教職員の健康管理	○労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備 ○ストレスチェックに関する教育委員会の実態調査と実施状況の公表 ○産業医の選任義務のない規模の学校への産業医の選任等による教職員の健康の確保 ●労働時間が一定時間を超えた者や高ストレス状態にある者等の医師による面接指導の実施 ●定期健康診断の結果に基づいた必要な医療受診の指示 など